

議会改革推進委員会会議録

令和8年1月30日

本日の会議に付した事件

○協議事項

検討項目について

議員定数について

議会報告会について

市議会災害対応について

会派制の在り方について

無会派議員に対する対応について（予算・決算特別委員会への参加、委員外議員の発言）

予算特別委員会の効率的な運営について（説明の簡略化、充実した資料の提出、個別審査における意見の在り方、資料請求）

中間答申（案）について

出席委員（5名）

委	員	長	大	川	裕	君
副	委	員	長	鈴木	敦子	君
委		員	楊	隆	子	君
委		員	武	松	忠	君
委		員	大	川	晋作	君

議会局職員出席者

議	会	局	長	室	伏	正	彦
副		局	長	高	橋	洋	子
議	事	調	査	担	当	課	長
勝	又	光	一				
議	事	調	査	係	長	橋	本
橋	本	昇					
議	事	調	査	係	長	星	崎
星	崎	貴	之				

主	査	李	冷	一
主	任	柿	崎	祐
書	記	神	田	明
				香

午前 9時59分 開会

○委員長【大川 裕君】 ただいまより、議会改革推進委員会を再開いたします。

本日の委員会は、令和7年12月19日に引き続きまして、第5回目の委員会となります。

協議事項に入る前に、まず、前回の委員会の内容を確認させていただきます。

参考資料1「前回の議会改革推進委員会について」を御覧ください。

はじめに、「検討項目について」の、「1 議員定数について」、「5 議会報告会について」及び「13 市議会災害対応について」は、次回以降も継続協議していくことが決定しました。

次に、「10 行政視察の在り方の見直しについて」は、現状維持とすべきとすることが決定しました。

次に、「検討項目について」の、「2 会派制のあり方について」、「3 無会派議員に対する対応について」及び「11 予算特別委員会の効率的な運営について」の、以前に協議した際の結果や県内他市の状況などを書記から説明し、各会派に事前に話し合っていたための調査票を配付しました。

以上が、前回の委員会の協議内容となります。

○委員長【大川 裕君】 それでは、協議事項の（1）検討項目についてに入ります。

検討項目についての、ア 議員定数についてを議題といたします。

この検討項目につきましては、前回の委員会において継続協議とすることとなっており、追加資料はございません。なお、正副委員長としましては、次回の本委員会で方向性を決定したいと考えております。

次回の本委員会で方向性を決定する、または、追加で本委員会を開催するという点も踏まえまして、会派届出順に公明党の楊委員から、会派にお持ち帰りいただいた結果、参考資料2に記載の内容への変更や補足等も含め御意見の発表をお願いいたします。

○委員【楊 隆子君】 ここに書いたことに、今のところ変わりありません。

以上です。

○委員長【大川 裕君】 次に、誠和、武松委員。

○委員【武松 忠君】 特に変更事項はありません。

ただ、議会報告会については、私も意見を言ったりして、資料を多く、たくさん、丁寧に調査いただいてありがとうございましたというお礼です。

○委員長【大川 裕君】 次に、私ども誠新ですね。誠新も、変更はございません。

次、志民の会・ミモザリっけん。

○副委員長【鈴木敦子君】 志民の会・ミモザリっけんも変更はございません。

○委員長【大川 裕君】 続いて、維新の会・次世代おだわら。

○委員【大川晋作君】 維新の会・次世代おだわらも変更はございません。

○委員長【大川 裕君】 各会派の発表が終わりました。

現状維持とすべきとする会派が1会派、減らすべきとする会派が2会派、増やすべき・現状維持とすべきの両論併記の会派が1会派、現状維持とすべき・減らすべきの両論併記の会派が1会派でございました。

それでは協議に入りますが、御意見等のある方は挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【大川 裕君】 御意見もございませんので、これで終わります。

つきましては、議員定数につきましては、次回の本委員会で方向性を決定したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【大川 裕君】 御異議もございませんので、そのようにさせていただきます。

各会派におかれましては、次回で方向性を決定することを踏まえて御協議をしていただくようお願いいたします。

以上で、検討項目についての、ア 議員定数についてを終わります。

○委員長【大川 裕君】 次に、検討項目についての、イ 議会報告会につ

いてを議題といたします。

この検討項目につきましても、前回の委員会において継続協議とすることとなっております。今回の委員会で追加資料がございますので、書記に資料の説明をさせます。

○書記【神田明香君】 それでは私から御説明いたします。

資料1「議会報告会について」を御覧ください。

前回の本委員会において、他市の実施事例、藤沢市の「カフェトークふじさわ」と茅ヶ崎市の「アロハトーク」の資料をお示しすることとなりましたので御説明いたします。なお、2枚目に藤沢市、3枚目以降に茅ヶ崎市の資料を掲載しております。

それでは1枚目にお戻りください。

藤沢市議会では、平成28年から「カフェトークふじさわ」を毎年開催しています。少人数に分けたグループで、メンバーの組み合わせを変えながら自由に対話する手法、いわゆるワールドカフェ方式により、参加者と市議会議員が同じテーブルを囲み、各テーブルにおいてテーマに基づいた自由な意見交換を行っています。第1回から同じ大学講師が講師ファシリテーターを務めているほか、現在はゼミ生が各テーブルのホストとして意見交換の運営をしています。また、意見を集約した後に、ゼミ生から政策提言をもらい、今後の議会運営等の参考にされています。茅ヶ崎市議会では、平成28年から「アロハトーク」を毎年開催し、同じくワールドカフェ方式により、参加者と市議会議員が同じテーブルを囲み、各テーブルにおいて自由な意見交換を行っています。こちらは、議員が全体及び各テーブルの進行と書記を務めている状況でございます。

説明は、以上でございます。

○委員長【大川 裕君】 書記の説明が終わりました。

本資料について質疑のある方は挙手願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【大川 裕君】 質疑もございませんので、質疑を終わります。

それでは、会派届出順に、公明党の楊委員から会派にお持ち帰りいただいた結果、参考資料2に記載の内容への変更や補足等も含め、御意見の発表をお願いいたします。

○委員【楊 隆子君】 いろいろと実例をありがとうございました。

こちらに書いてあるとおりで、以前と変わりません。

以上です。

○委員長【大川 裕君】 続きまして、誠和、武松委員。

○委員【武松 忠君】 会派の意向は変わりません。報告会の調べていただいた結果の感想までと言うと、やはり藤沢市は、大学の先生やゼミが入ってやっているということと、茅ヶ崎市の場合も、一応ガス抜きにはなっているのですが、逆にそれが、その意見がどう反映されるのだという、今度、参加者の不満に繋がっているというのもあって、よく考えてやらないといけないなというふうに思いましたので、議会報告会については現状と変わらずということでございます。

○委員長【大川 裕君】 続きまして誠新ですが、私どもも現状維持ということで変わりはありません。

続きまして、志民の会・ミモザリっけん、鈴木副委員長。

○副委員長【鈴木敦子君】 私どもは、議会報告会は必要ということで、見直すべきと考えることに変わりはありません。視察の成果であるとか、そしてまた市民の意見を聞くことも重要な議会の仕事ですので、現状では、子どもたちに対して、議会報告会という形で議場見学会が行われていますけれども、やはり一般市民の方からの声も大きいですし、以前の、2市のあり方のとき以来、きちんとした議会報告会は行っておりませんので、市民の意見を聞くことも大切ということを考えますと、我が会派としては形を変えた今の状況ではなく、必ず議会報告会を開催するという方向性でお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長【大川 裕君】 続きまして、維新の会・次世代おだわら、大川委員。

○委員【大川晋作君】 前回と同様で、現状維持ということで変わりありません。

以上です。

○委員長【大川 裕君】 各会派の発表が終わりました。

実施すべきとする会派が1会派、現状維持とする会派が3会派、その他が1会派でございました。

それでは協議に入りますが、御意見等のある方は挙手願います。

○副委員長【鈴木敦子君】 実施すべきというところが1会派ということで、最終的に多数決にはなってしまうのかなとは思っていますが、そもそもやはり議長が必要とすべきというところから、もう少し考えなければならないのかなということはあります。

そして、なかなか先ほどの「アロハトーク」などもやった結果の課題もあるとはいえ、

度言っていくとか、いろいろな方法があると思うので、緩やかに考えていく、どちらでも考えていけるようにしたほうが私はいいのではないかなとすごく思います。やるとしても、まずはシンポジウムみたいな形から始めて、市民の声を拾うことが、みんなの声を聞いていくことができる、考えることができれば、それはとても有意義なことではないかなと思っています。

○委員長【大川 裕君】 ということで、現状維持でいいということですかね。

○委員長【大川 裕君】 そうなると、現状維持という会派の皆さんが4会派で、実施すべきは1会派ということで、まず、この件については、現状維持が多いということで御理解をいただいて、ある程度その、副委員長のほうも、できない規定ではないので、それは御理解いただいて、現状維持の形でまとめていきたいというふうに思います。

○委員長【大川 裕君】 それでは、現状維持とすべきという会派が多数で
ございますので、議会報告会については現状維持とすることで御異議ございませんか。

○委員長【大川 裕君】 御異議ございませんので、検討項目についての、

イ 議会報告会についてにつきましては現状維持とすべきと答申することいたします。

○委員長【大川 裕君】 次に、検討項目についての、ウ 市議会災害対応についてを議題といたします。

○書記【神田明香君】 それでは私から御説明いたします。

前回の本委員会において、災害対応の他市のフローチャートの資料をお示しすることと

なりましたので御説明いたします。

1 ページ目は相模原市で、議会と議員との動きが時系列で分かる資料となっております。
2 ページ目は横須賀市で、市災害対策本部も含めた関係性が分かる資料となっております。
3 ページ目及び4 ページ目は秦野市で、市災害対策本部などとの関係性や、時系列を含め、複合的に分かる資料となっております。その他、5 ページ目に三浦市、6 ページ目に逗子市の資料をお示ししております。

続きまして、どのような資料があれば、災害時に議員が行動しやすいかをイメージしやすくするために、ある程度のイメージ案を用意いたしましたので、そちらを御説明いたします。なお、本委員会では、規程を見直す、マニュアルを作成するといった大きな方向性を決める場ということで、このイメージ案につきましては、フローチャートやマニュアルの細かさがどの程度のものかを示す、あくまで暫定的な資料になります。そのため、本資料についての内容の詳細の議論まではせず、必要がございましたら、後日、別の場で改めて内容などを協議していただきたいと考えております。

それでは、7 ページ目、「大規模災害が発生したときの議会・議員の動き」の表を御覧ください。市内で震度5弱以上の地震が発生した場合など、大規模災害が発生したときの、議会と議員の動きをある程度の時系列で表にまとめたもの、いわゆるフローチャートのようなものとなります。左下、「議員」欄の「会議の非開催時」を御覧ください。議員御自身の安全確保、安否確認の報告、議会（又は市議会本部）との情報受伝達などを行っていただく内容を簡単に記載しております。この表では、大まかな動きは記載していますが、具体的な内容までは分からない状況でございます。そこで、マニュアルのように、もう少し詳しい内容をイメージするものとして、この表に内容を補足したものが8 ページ以降の「災害時における議員の行動指針」案となりますので御覧ください。この行動指針案につきましても、あくまでイメージ案になりますので、内容の詳細の議論はせず、必要がございましたら、後日、別の場で改めて内容の協議をしていただきたいと考えております。

「1 身の安全の確保」、「2 安否等の連絡（連絡手段の確保を含む）」、9 ページ目になりますが、「3 災害対策本部や所管課に直接連絡しないこと」、「4 最寄りの広域避難所への支援・協力」、「5 情報収集」、「6 不用意に情報を発信しないこと」、10 ページ目になりますが、「7 議会の招集等」、「8 食料・飲料水の備蓄」、「9 その他」の項目を記載しております。例えば、8 ページ目にお戻りいただきまして、「2 安否等の連絡（連絡手段の確保を含む）」では、2 ポツ目に、「原則、ラインワークスの

アンケート機能により安否確認の照会をするので、回答すること」、また、その報告内容を破線枠内に記載するなどしております。

続きまして、参考資料3「小田原市議会災害対策対応規程」を御覧ください。

現行の規程を記載しております。規程の改正要素といたしましては、当初の提案で規程第2条の「市議会本部の設置」に、災害対策本部の設置のとき、正副議長及び議会運営委員会正副委員長は、直ちに市役所本庁舎に参集することが規定されていますが、その参集の基準などについて検討するとしておりましたことが1点、その他、現行の規程にフローチャートなどの詳細を追加していくという観点も2点目としてあろうかと存じます。ただし、現行の規程では、主に、市議会本部に関すること、議員の対応及び職務という観点で大きく記載されている内容になりますので、2点目のような詳細な内容の追加記載はなじみにくいものと考えております。そのため、規程を変更する場合には、大きくは、第2条の「議長、副議長、議会運営委員長及び議会運営副委員長にあつては直ちに市役所本庁舎に参集し、」という参集条件を見直す方向性での調整を考えております。なお、繰り返になりますが、本委員会では規程を見直す、マニュアルを作成するといった大きな方向性を決める場ということで、もし本委員会でも方向性が決まった場合には、答申後、別の場で実際の内容の詳細を協議していただくことを想定しております。

説明は、以上でございます。

○委員長【大川 裕君】 書記の説明が終わりました。

本資料について質疑のある方は挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【大川 裕君】 質疑もございませんので質疑を終わります。

それでは会派届出順に公明党の楊委員から、会派に持ち帰りいただいた結果、参考資料2に記載の内容への変更や補足等も含め、御意見の発表をお願いいたします。

なお、本委員会では小田原市議会災害対策対応規程について見直すべきかどうか、災害発生時議員行動マニュアルを作成するべきかどうかについての方向性を最終答申として報告するため、細かな内容に関しての協議はお控えくださるようお願いいたします。

それでは楊委員。

○委員【楊 隆子君】 ここに記載のとおりなのですけれども、市がつくってくださったこのフローチャートのイメージとかマニュアルイメージを書いてくださっているのですけれども、これは中身もそうなのですけれども、分かりやすく、すごい

いなと思いました。これから先、やはりこの行動マニュアルなども別のところでしっかりと話し合われると、議員たちも、どう行動すべきかとか、分かりやすくいいと思います。

以上です。

○委員長【大川 裕君】 続きまして、誠和、武松委員。

○委員【武松 忠君】 誠和も基本的には変わらないのですけれども、見直すというか、大きく見直すというよりは、もう一度検討し直すというような意味でございます。お出しいただいた資料、横須賀市の資料で、横須賀市災害対策本部と、あと横須賀市議会災害対策会議に分かれているものが２ページか何かにあったのですけれども、それが分かりやすく、議員が直接に市災害対策本部に連絡をとるルートは書いていないのですよね。議員はあくまでも市議会災害対策会議としか連絡が取れないような、明確なことになっていますので、ある程度、表よりは、この横須賀市のようなフロー、市災害対策本部とのフローが分かるような形が追加できたらいいのかなというふうに思います。あの内容は、市の内容と、多分、ほとんど小田原市の内容と変わっていないのが、図として明確になっているということで、こういったものが分かりやすいかなというふうに思いました。

○委員長【大川 裕君】 続いて、誠新ですが、そこに書いてあるとおり、規程については見直して、マニュアルを作成すべきということです。

続きまして、志民の会・ミモザリっけん、鈴木副委員長。

○副委員長【鈴木敦子君】 本日は方向性ということですので、小田原市議会災害対策対応規程については見直し、災害発生時議員行動マニュアルを作成すべきで、内容については今後ということをお願いいたします。

○委員長【大川 裕君】 維新の会・次世代おだわら、大川委員。

○委員【大川晋作君】 私ども会派は、ここに書いてあるとおり、小田原市議会災害対策対応規程について見直すべきと考えております。

以上です。

○委員長【大川 裕君】 それでは協議に入りますが、御意見等のある方は挙手願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【大川 裕君】 よろしいですかね。

ここで暫時休憩いたします。

午前 10 時 28 分

休憩

午前 10 時 29 分

再開

○委員長【大川 裕君】 休憩前に引き続き再開いたします。

皆様の御意見をお伺いした中では、災害発生時議員行動マニュアルを作成すべき、その前に小田原市議会災害対策対応規程について見直すべきが、ほとんどの会派が書かれていて、災害発生時議員行動マニュアルを作成すべきということも、ある程度の御理解をいただいておりますので、この点については、小田原市議会災害対策対応規程について見直して、災害発生時議員行動マニュアルを作成すべきと答申したいと思いますが、これでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【大川 裕君】 御異議ございませんので、検討項目についての、ウ 市議会災害対応についてにつきましては、小田原市議会災害対策対応規程について見直し、災害発生時議員行動マニュアルを作成すべきと答申することといたします。

以上で、検討項目についての、ウ 市議会災害対応についてを終わります。

○委員長【大川 裕君】 次に、検討項目についての、エ 会派制の在り方についてを議題といたします。

前回の本委員会では各会派に調査票を配付した項目、エからカにつきまして、その調査結果を取りまとめた一覧表を、委員の皆様事前に配付させていただいております。

つきましては、書記に、エからカについて一括して資料の説明をさせ、資料に対する質疑を行った後、1 件ずつ協議をしてまいります。その際、改めて各会派から考え方を発表いただきたいと思いますと思いますが、事前に一覧表を確認していただいた結果、一覧表に記載の考え方に変更されたいという場合は、その旨を発表していただいて構いませんので、よろしくお願いいたします。

それでは書記に、資料の説明をさせます。

○書記【神田明香君】 それでは私から御説明いたします。

資料 3「調査結果のとりまとめ一覧表」を御覧ください。

前回の本委員会では、各会派に調査票を配付しましたが、その調査結果をとりまとめた一覧表になります。なお、表中、網掛けとなっている部分は、多数意見をお示ししています。

各会派の御意見につきましては、この後発表をお願いしたいと存じますが、まずは集計結果を御報告いたします。

表の一番下の「集計」欄を御覧ください。

表の一番左側になります「会派制の在り方について」は、会派の構成人数について「見直すべき」が1会派、「現状維持とすべき」が4会派となっています。

次に、「無会派議員に対する対応について」は、「見直すべき」が2会派、「現状維持とすべき」が3会派となっています。

最後に、「予算特別委員会の効率的な運営について」は、4つの観点からとなります。

一つ目の「より詳細な情報の提供について」は、事業内容一覧表への各事業費の「内訳追記」が3会派、「現状のままでよい」が1会派、「その他」が1会派となっています。

「その他」の内容としては、予算書のデータに、事業内容のデータをハイパーリンクさせるというものでした。

二つ目の「予算書の記載について」は、工事請負費中の個々の事業費の「予算額記載」が3会派、「現状のままでよい」が2会派でした。

三つ目の「説明について」は、資料が提出されている事業は、資料の全文朗読ではなく「要点抜き出し」とするが2会派、資料が提出されていない事業は、口頭説明の読み原稿に相当する文書を提出してもらい「口頭説明を省略」するが1会派、「現状のままでよい」が2会派、「その他」が1会派でした。「その他」の内容としては、口頭説明は現状のままで、あわせて読み原稿の提出を求めるというものでした。

四つ目の「資料の請求について」は、例年請求する資料などを事前にリスト化し、委員会初日に採決し「一括請求」するが2会派、委員会の中で必要となった資料はこれまでどおり請求し、提出期限を「翌日15時」までとするが2会派、資料請求を「過去5年（長期でも10年）」とするが3会派、資料の作成に著しく時間等がかかる場合、執行部は必ず、資料請求時の「可否確認で申し出る」こととするが3会派、「その他」が1会派でした。

「その他」の内容としては、資料請求は総括質疑のためだけでなく委員が質疑を行うかどうか、あるいは問題がないと判断する過程においても必要であり、結果として総括質疑に使用しなかったことをもって、請求自体を否定することは適切ではないというものでした。

次に、2枚目になりますが、無会派議員3名から御意見をいただきましたので、表のとおり記載しております。

説明は、以上でございます。

○委員長【大川 裕君】

書記の説明が終わりました。質疑や御意見のある

方は挙手願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【大川 裕君】

よろしいですか。

御発言もございませんので質疑等を終わります。

それでは、まず「会派制の在り方について」を会派届出順に公明党の楊委員から、調査票に記載していただいておりますが、補足も含め御意見の発表をお願いいたします。

○委員【楊 隆子君】

会派制については、見直すべきではないということ

とで「現状維持とすべき」いうことで、個人の意見を尊重する流れは重要だと思うのですが、それを理由に会派人数を減らすと、個人化しすぎて、個人の意見がそのまま会派意見になりやすいのではないかとということと、やはり3人以上という人数というのは、最低限の多様性と内部討議を確保できて、個人の尊重と議会運営の効率性のバランスがとれた人数ではないかと思いました。

以上です。

○委員長【大川 裕君】

続きまして、誠和、武松委員。

○委員【武松 忠君】

誠和は、「現状維持をすべき」ということで、理

由としては現状で特に問題なし、あとは2人とした場合、会派控室の数が足らなくなる可能性がある。それから議案提出の議員数が定数の12分の1となっていますけれども、それよりも多くしておくべきだろうというのが根拠でございます。

以上でございます。

○委員長【大川 裕君】

続きまして誠新、私のところですけども、「現状

維持とすべき」で、会派制は今のところ本当にバランスが良く、各委員会に1名出せるという形を、会派で取れるということは大事なことかと思しますので、そういったことも踏まえて現状維持がよろしい、適切ではないかというふうに判断しております。

続きまして、志民の会・ミモザリっけん、鈴木副委員長。

○副委員長【鈴木敦子君】

我が会派は、「見直すべき」という意見です。

会派制はそもそも運営上の仕組みであって、議員の権利を制限するものではないと考えますがけれども、しかしながら、現状は会派に属さない議員は、発言機会等に制限が生じております。会派制を取ることは必要なことなのかなということは考えるのですがけれども、構成人数に関しては、現状でやはり発言に、議員の権利を制限しているような面も見

受けられますので、2人会派ないし1人会派も認めることで、会派所属議員との無会派議員間での格差の是正につながるのではないかというふうに考えます。そして先ほど武松委員もおっしゃっていたのですけれども、議案の提案ですね、3人ということですから、現状、今期ですね、議員提出議案が複数会派にまたがっている場合が多かったと思います。実際、その会派の3人だけで出ているということはなかったのではないかと考えます。そう考えますと、そもそもその3人ということの定義に疑問が生じますし、またそれを理由にすることは、既にできないのではないかと考えます。また、私たち議員になってから何度か、議員定数を削減していますけれども、そういったことに比例しても会派の人数が少なくなるということは妥当なのではないか。つまり2人からないし1人会派というのも認めるべきではないかと思います。

以上です。

○委員長【大川 裕君】 次、維新の会・次世代おだわら、大川晋作委員。

○委員【大川晋作君】 うちの会派は、会派の構成人数について見直すべきでないという考えであります。会派制のメリットとして、同じ考えなどを集約して議会に臨むことですね。あと議案提出の法定数、小田原市の場合3人という形でして、やはり会派制の意味を明確化するという形で、この3人という現状を維持すべきだと考えております。

以上です。

○委員長【大川 裕君】 各会派の発表が終わりました。

「見直すべき」とする会派が1会派、「現状維持とすべき」とする会派が4会派でございました。この検討項目につきましては、正副委員長としては、本日の本委員会で方向性を決定したいと考えております。

それでは協議に入りますが、御意見等のある方は挙手を願います。

○副委員長【鈴木敦子君】 先ほど、例えば、会派控室などに関しては、実際は空いてる部屋があるので対応できるのではないかと思いますし、課題としては、やはり議員全員の権利が平等であるはずなのに、会派制自体は、是非はあったとしても、それによって明らかに課題が生じていると私は考えます。ですので、やはりもう少し議論を深めて、今日どうしてもその方向性を決めるということではあるのですが、あのもうちょっと議論が必要なのではないかと考えます。そしてまた発言を制限することがないのであればまだいいのですけれども、やはり何かにつけて委員会で、例えば無会派議員が発言しよう

以上です。

エ 会派制の在り方につきましては、現状維持とすべきと答申することといたします。

以上で、検討項目の、エ 会派制の在り方についてを終わります。

○委員長【大川 裕君】 次に、検討項目の、オ 無会派議員に対する対応について（予算・決算特別委員会への参加、委員外議員の発言）を議題といたします。

資料3を御覧ください。

資料3についての書記の説明は終わっておりますので、公明党の楊委員から、補足も含め御意見の発表をお願いいたします。

○委員【楊 隆子君】 「現状維持とすべき」をお願いいたします。

○委員長【大川 裕君】 誠和、武松委員。

○委員【武松 忠君】 「現状維持とすべき」です。見直すべきではないということで、基本的には、これまで協議を積み重ねてきた結果が今の状況だということと、無会派議員が会派所属議員に比べ有利にならないように常に見直しをすべきという方向でございます。

○委員長【大川 裕君】 続きまして誠新、うちのほうも「現状維持とすべき」でございます。

続きまして、志民の会・ミモザリっけん、鈴木副委員長。

○副委員長【鈴木敦子君】 「見直すべき」をお願いいたします。

○委員長【大川 裕君】 続いて、維新の会・次世代おだわら、大川委員。

○委員【大川晋作君】 うちの会派は、「見直すべき」で考えています。

毎回、予算・決算に対してですけれども、どうするこうするという形で議論していますが、ここで1回定義して、こうするべきだということを考えていただきたいのと、あと代表者会議についてなのですけれども、あくまでも任意の会議ですので、それに関して、今後どうするかということを、1回定義していただけたらと考えております。

以上です。

○委員長【大川 裕君】 それでは、協議に入りますが、御意見等のある方は挙手願います。

○副委員長【鈴木敦子君】 「会派制の在り方について」に関しては、議論も必要だと思いますし、民主主義の観点からも無会派議員がですね、会派制だからといって、会派が有利だとか、無会派が不利だとか、そういうことは、一人一人の権利だと考えたと

きに、同じ議員ですので、発言を制限されるような状況は直ちに改善すべきだと考えます。

そして、予算特別委員会や決算特別委員会への参加は、試行ではなく本実施すべきだと考えますし、代表者会議や議会運営委員会での委員外発言を認めるべきだと考えます。

それを、毎回毎回委員の中の賛成多数、賛成が足りないということで、発言を許可しない、許可するという構図が対等ではないと考えますし、とにかく議員は皆市民からの信託を得て、この場にいるわけですので、会派、無会派に関わらず、一人一人の議員の尊厳があるべきと考えます。

○委員長【大川 裕君】 その他、御意見等ある方は挙手を願います。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【大川 裕君】 暫時休憩いたします。

午前 10 時 46 分 休憩

午前 10 時 53 分 再開

○委員長【大川 裕君】 休憩前に引き続き再開いたします。

○委員【大川晋作君】 「見直すべき」というところで、先ほどですね、まず予算と決算ですけれども、今まで試行という形でやってきたものをどうするか、外すという形ですね、皆さんのほうで考えていただきたいのと、あと代表者会議なのですけれども、あくまでも任意の会なので、それに対しての意見の発言等を、これからどうするのかということを諮っていただきたいと考えております。

以上です。

○委員長【大川 裕君】 ただいまの御意見のままだでは、今回の本委員会で方向性を決定することは難しいように思っております。

ついては、正副委員長としましては、方向性の決定を次回の本委員会に持ち越したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【大川 裕君】 御異議ございませんので、そのようにさせていただきます。

なお、次回の本委員会で方向性を決定するに当たりまして必要となる追加の調査や資料等がございましたら御意見をお願いします。

それでは、意見のある方は挙手願います。

○委員【武松 忠君】 他市で、委員外議員の発言が多すぎて、委員よりも委員外議員のほうが多くなってしまったような例を、議会運営委員会か何かの視察に行ったときに、運営上の課題として聞いたことがあるのですけれども、どこの市か忘れてしまったのですけれども、やはり議会運営上、その委員外議員の発言を都度諮るようにしないと、本来参加している委員よりも、その無会派の人だけではなくて、そこに属していない議員も、委員外議員として発言を求めているような、求められるはずなのですね本来であれば。だから、そこまでも許せということに、権利にもなってきますので、無会派議員だけではない話だと思いますので、ちょっと慎重に調べたいのと、委員外議員の発言が多いような、何か、視察の例があれば、どういう状況になっているのか、会派の構成だとか、無会派の議員が逆に会派構成よりも多いような市も多いので、他市の委員外議員の発言に対する、いろいろな課題をまとめたようなものが、例えば、全国市議会議長会等であるかどうか。もしあればそういったデータを見ていただけると助かるなということでございます。

○委員長【大川 裕君】 そのほかにございますか。

○副委員長【鈴木敦子君】 いろいろな意見があると思うのですけれども、会派至上主義のような、何か、委員外議員のその発言に対して、あまりにもその制約をかけるようなことは、議会改革の推進にはならないのではないかと私は考えます。会派もそういうふうに思っているのですけれども、行き過ぎない議論を望むし、そういった発言も控えたほうがいいのではないかと。資料に関してはいいのですけれども、全体としての意見ですけど、そういうことを踏まえての議論をこれからもしていただきたいと思います。

以上です。

○委員長【大川 裕君】 そのほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【大川 裕君】 それでは、武松委員からお話がありました他市の事例があれば御用意していただき、次回の本委員会におきまして方向性を決定することといたします。

以上で、検討項目についての、オ 無会派議員に対する対応について（予算・決算特別委員会への参加、委員外議員の発言）を終わります。

○委員長【大川 裕君】

次に、検討項目についての、カ 予算特別委員会の効率的な運営について（説明の簡略化、充実した資料の提出、個別審査における意見の在り方、資料請求）を議題といたします。

資料３を御覧ください。

資料３についての書記の説明は終わっておりますので、公明党の楊委員から、補足も含め、御意見の発表をお願いいたします。なお、各会派で様々な意見が出ておりますので、協議を深めるため、できるだけ詳細に理由等をお話いただくようお願いいたします。

○委員【楊 隆子君】

ここに記載したとおりではあるのですが、特に、「より詳細な情報の提供」などにつきましては、私たち、この時点では「現状のままでよい」と記載はしたのですが、その理由は、予算書の作成もシステム化されていて、それ以外の資料作成や情報の変更などは、職員の負担になるのではないかなと、あの時点で思いました。あと、読み手側が資料を突き合わせて確認すれば十分に内容が把握できていてね、よいレベルではないかなと思って、でも、またそこで不明なことがあったら、確認することがあったら簡潔明瞭に質疑すればよいのではないかなと思いましたが、「内訳追記」という意見が多くて、それはそれで大勢順応で、詳しく学んでいきたいというのは、もう当然のことなので、それはそれでよいと思います。

それから、「予算書の記載」についてなのですが、ここも、この時点では「現状のままでよい」と記載はしたのですが、不明なことがあったり、確認の必要があれば、本当に質疑すればよいと考えたのですが、皆様、多くの会派の方が、工事についても記載が必要であると思われるのは、それはそれで、たくさんの事項がいっぱい載るようになるのかなと思ったので、疑問があれば質問していけばいいと思ってこのように、そのときは書きましたけれども、これも大勢順応でいいと思っています。

「資料の請求」などにつきましては、ここに書いてあるとおりでもあるのですが、年度を遡っての資料請求というのは、本当、請求の必要性和職員の負担の考慮を踏まえて、過去の年数は５年程度でいいのではないかとこちらは思っているのですが、また１０年以上になる場合は、その必要性などを明確に、その都度伝える必要があるのではないかなと。例えば、コロナ前の状況はこうだったとか、それと比較で５年ごとにどうかとか、そういう理由も添えてくれればよいのかなと考えました。

以上でございます。

○委員長【大川 裕君】

続いて、誠和、武松委員。

○委員【武松 忠君】

効率的な運営のところですけども、「より詳細な情報の提供」についてということで、内容的には、現状のままでいいのですけれども、「その他」ということで、予算書のデータに、例えば事業費や事業項目が載っているのがありますけれども、それを例えば、議案説明資料などのページや、事業説明の資料などにタッチしただけで飛んでくれて、その内容がすぐ分かる。だから、一つの予算書ベースに、すぐに戻ったり、詳細を見たりというのが、もうデジタルになってるので、紐づければできなくはない話なのですね。だから、そういったことを進めていただけると非常に分かりやすくなるなということです。予算書等により細かい情報を載せてしまうと、もうかえってページ数が多くなってしまって分からないものになってしまうというのが考えられまして、現状でも、2センチ、3センチありますので、そのようなものを、さらに細かくするというのはいかがかなというふうに思うということで「その他」にしています。

それから「予算書の記載」についてですけども、重複してしまうのですけれども、そういう意味で、分量としては「現状のままでよい」ということでございます。

それから、工事請負費の予算額を記載するようということなのですけども、これについては入札方式等を統一することが必要かなというふうに思っていてまして、例えば、他市ではその入札予定価格を事前に公表しているところもあるのですよね。その上で入札をするというようなところもございます。ただ小田原市の場合はそういうことをしていませんので、事前にある程度金額が分かるようなことを書くというのは、慎重にならざるを得ないのではないかなというふうに考えております。

それから予算特別委員会の「説明」についてですけども、これは「現状のままでよい」というふうに思っています。これは説明に時間を要するというのはあるのですけれども、聞くことによって認識が深まるということでございます。それから、その中で、口頭説明だとか、説明資料を出せというのは、もし事前に出せというようなことになったら、もう、それこそ職員に大きな労力をかけるようなことになってしまいますので、文書の提出だとか口頭説明とか、当日配布なら理解されるのですけれども、もし事前に出せとか、そういう話になったら、もうこれは言語道断というふうに考えております。

それから「資料の請求」については、基本5年で最長10年というようなことと、翌日15時というのは、基本的にはもう厳しいというふうに思っていてまして、総括質疑の前までに揃えばいいというような認識でおります。基本的には現状のままでいいのですけれども、やはり年度と資料作成の負担はきちんと考慮すべきだということでございます。

○委員長【大川 裕君】

ありがとうございます。

次、誠新ですね。うちは書いてあるとおりなのですが、事業費、今回に関しては効率的な運営ということでございますから、その点に勘案して、まず事業費の追記ですとか、予算書の記載、工事の予算書の記載ですね、そういったものは載せていただければありがたいと思いますし、説明についても要点を抜き出し、口頭説明は省略するという形です。

「資料の請求」についても、一括請求で、可否確認の際に申し出をしていただければいいということで会派内でまとまっております。

続いて、志民の会・ミモザリっけん、鈴木副委員長。

○副委員長【鈴木敦子君】

まず「より詳細な情報の提供」については、「他市の例を参考に、機会を見て、『事業内容一覧表』の内容に、各自事業費の内訳を加えるよう、執行部に検討を要望する」にチェックしました。理由といたしましては、より詳細な情報を得ることが予算審議を深めますし、また質を高めることにつながると考えるからです。

次に、「予算書の記載」についてなのですが、「工事請負費中の個々の事業費の予算額を記載するよう、執行部に要望する」というところにチェックをしております。以前は、入札に関して配慮しなければならないということもあり、そこは書かない。書けないのかなと思っていたのですが、実際、質疑では、それも大丈夫ですということも意見がありました。課から、そういう話がありました。事業の円滑な執行とか契約手続への配慮が必要ということは、本当にその点で理解するのですけれども、現に公開している自治体もありますし、また、そういうわけで出せますということもありましたので、不可能な要望ではないと考え、金額の記載がないままでは事業の必要性や規模の妥当性についての判断がなかなか難しくもなりますので、そちらを要望いたします。

また「説明」についてなのですが、こちらは、確かに簡潔明瞭にということを委員長も言いますが、説明に関しては、いわゆる議員だけのものではなく市民が聞いて分かるようにしなければならないですし、また議事録に残すということが大切ということも聞きました。確認したときに後から分かりやすいような内容でなければならないとしたときに、やはりきちんと議案の説明はするべきと思います。なので、現状のままということですね。そして議案説明資料及び予算説明資料が提出されている事業や、議案説明資料及び予算説明資料の提出のない事業も、口頭説明は必要で、現状のまま。そして、あわせて読み原稿があれば、後々の確認も確かにできますし、そちらの文章も提供を求めるというこ

とでお願いしたいと思います。

あと、「資料の請求」なのですからけれども、こちらに関しては総括質疑にももちろん使うということも重要ではありますが、それもあわせて、例えば、その事業自体が問題がないというような判断をするための過程で必要だったり、結果として総括に使わなかったとしても、請求自体を否定することというのは適切ではないのではないか。資料請求について、その点は留意すべきなのではないかと考えます。

以上です。

○委員長【大川 裕君】 続いて、維新の会・次世代おだわら、大川委員。

○委員【大川晋作君】 まず、「より詳細な情報の提供」ですからけれども、他市の例を参考に、機会を見て、事業内容の一覧表の内容に各事業費の内訳を加えるよう執行部に検討を要望するにチェックを入れさせていただきました。理由は、現状、事業内容の内訳を確認するだけの質問が多いと感じられます。市の行政側も一度そのような表を作れば、翌年以降はですね、新規事業との修正で済むので、その効果は多分にあると考えられます。

それと、2番目の「予算の記載」についてなのですからけれども、先ほどありましたようにちょっとこれ、入札の形式を変えなくてはいけないのかなというところもあるのですけれども、工事請負ですが、概ねの予算額が分からないと、やはり審査にならないというのは一つの理由としてあります。

それと、3番の「説明」についてですからけれども、これはもう「現状のままでよい」と思います。分かりやすいと思っております。

それと4番ですね、「資料の請求」についてなのですからけれども、年度を遡って過去5年と、長期10年という部分なのですからけれども、やはり、それ以上になってしまうと物価の高騰や補助金の関係などもありまして、変わってきている部分がありますので、比較にならないところもあると思います。ですので、長期の数字を確認しても意味がないということが考えられますので、5年もしくは最長で10年ということで考えております。

以上です。

○委員長【大川 裕君】 各会派の発表が終わりました。それでは協議に入りますが、本件は御協議いただく内容が複数にわたります。つきましては、「より詳細な情報の提供」、「予算書の記載」、「説明」、「資料の請求」の、各項目ごとに御協議いただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【大川 裕君】 御異議ございませんので、そのようにさせていただきます。それでは、予算特別委員会の効率的な運営について、まずは、「より詳細な情報の提供」について御意見等のある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【大川 裕君】 御意見もございませんのでこれで終わります。
「より詳細な情報の提供」について、ここで暫時休憩させていただきます。

午前 11 時 10 分

休憩

午前 11 時 13 分

再開

○委員長【大川 裕君】 休憩前に引き続き再開いたします。

それでは、「より詳細な情報の提供」については、「『事業内容一覧表』の内容に各事業費の内訳を加えるよう、執行部に検討を要望する」という会派が皆さんでございますので、執行部に検討を要望すると決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【大川 裕君】 御異議ございませんので、そのように取り扱ってまいります。

続きまして、「予算書の記載」について御意見等のある方は挙手願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【大川 裕君】 暫時休憩します。

午前 11 時 13 分

休憩

午前 11 時 16 分

再開

○委員長【大川 裕君】 休憩前に引き続き再開いたします。

それでは「予算書の記載」については、「工事請負費中の個々の事業費の予算額を記載するよう、執行部に要望する」という会派が皆さんでございますので、執行部に検討を要望すると決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【大川 裕君】 御異議ございませんので、そのように取り扱ってまいります。

続きまして、「説明」について御意見等のある方は挙手願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【大川 裕君】 暫時休憩します。

午前 11 時 16 分 休憩

午前 11 時 21 分 再開

○委員長【大川 裕君】 休憩前に引き続き再開いたします。

それでは、「説明」については、「現状維持のままでよい」という会派が皆さんでございまして、現状維持と決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【大川 裕君】 御異議ございませんので、そのように取り扱ってまいります。

続きまして、「資料の請求」について御意見等ある方は挙手願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【大川 裕君】 ここで暫時休憩します。

午前 11 時 21 分 休憩

午前 11 時 29 分 再開

○委員長【大川 裕君】 休憩前に引き続き再開いたします。

それでは、「資料の請求」については、「年度を遡って資料を請求する場合は、過去5年程度までとし、長期の場合でも原則過去10年までとする」、「資料の作成に著しく時間やコストがかかる場合は、執行部は必ず、資料請求時の可否確認の際に申し出る」という会派が皆さんでございますので、「年度を遡って資料を請求する場合は、過去5年までとし、長期の場合でも原則過去10年までとする」、「資料の作成に著しく時間やコストがかかる場合は、執行部は必ず資料請求時の可否確認の際に申し出る」と決定すること。それから「例年請求している資料や要求することが既にわかっている資料については、事前に内定委員によりリスト化し、委員会初日に採決し、一括請求をする（提出期日は所管部局の審査の翌日の15時まで）」とすること。それから「委員会の中で必要となった資料はこれまでどおりの手続きで請求することとし、提出の期限は請求の翌日の15時までとする」ということで決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【大川 裕君】 御異議ございませんので、そのように取り扱ってまいります。

「より詳細な情報の提供」については、「『事業内容一覧表』の内容に各事業費の内容内訳を加えるよう執行部に検討を要望する」

「予算書の記載」については、「工事請負費中の個々の事業費の予算額を記載するよう、執行部に要望する」

「説明」については、「現状のままでよい」ということ。

それから「資料の請求」については、「年度を遡って資料を請求する場合は、過去5年程度までとし、長期の場合でも原則過去10年までとする」、「資料の作成に著しく時間やコストがかかる場合は、執行部は必ず、資料請求時の可否確認の際に申し出る」、「例年請求している資料や要求することが既にわかっている資料については、事前に内定委員によりリスト化し、委員会初日に採決し、一括請求をする」、「委員会の中で必要となった資料はこれまでどおりの手続きで請求することとし、提出の期限は請求の翌日の15時までとする」ということを答申することといたします。それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【大川 裕君】 御異議もございませんので、そのように取り扱ってまいります。

以上で、検討項目の、カ 予算特別委員会の効率的な運営について（説明の簡略化、充実した資料の提出、個別審査における意見の在り方、資料請求）を終わります。

○委員長【大川 裕君】 次に、協議事項の（２）中間答申（案）についてを議題といたします。

それでは書記に、正副委員長案について説明をさせます。

○書記【神田明香君】 それでは、私から御説明いたします。

資料４「議会改革推進委員会 中間答申（案）」を御覧ください。

中間答申の正副委員長案でございます。

前回の第４回委員会までに方向性が決定した検討項目５項目につきましては、中間答申すべきものとして記載しております。なお、今回の委員会で決定した内容につきましても記載したいと考えておりますが、反映できておりませんので、今回、御意見をいただいた

内容と併せて加除修正し、後日改めて、委員の皆様にお示ししたいと考えております。

それでは、表紙をおめくりください。

委員長から議長への鑑文で、下段には、目次を記載しております。続きまして、1ページ及び2ページは、「1 設置経過」として、「目的」、「委員」、「設置期間」など、第1回委員会で取り決めた内容を記載しております。

次に、3ページから6ページまでは、「2 検討項目一覧」として、(1)に当初の提案案件24件を、4ページ以降には、(2)として、提案案件一覧を体系化した17の検討項目を記載しております。

次に、7ページから11ページまでは、「3 開催状況」として、これまでの本委員会の開催状況を記載するとともに、9ページ以降は、第1回から第5回までの本委員会の議事の概要を記載しております。

次に、12ページから19ページまでは、「4 検討結果」として、12ページに、検討項目を「中間答申すべき検討項目」、「中間答申以外の検討項目」に区分けし、「中間答申すべき検討項目」につきましては、ゴシック体で記載しております。

なお、13ページ以降は、中間答申すべき検討項目のそれぞれについて、「(1) 現在に至るまでの経緯等」、「(2) 主な意見」、「(3) 検討結果」を記載しております。まず、13ページ以降の「検討項目①タブレット導入による政務活動費の見直しについて」でございますが、「インク・トナーカートリッジ」と「FAX使用料」に分け、それぞれ、「按分率の設定」と「上限額の設定」が必要か不要かという観点からいただいた、第3回委員会における御意見を記載しており、検討結果といたしましては、「各会派から、様々な考えや意見が寄せられたが、「インク・トナーカートリッジ」及び「FAX使用料」とともに、按分率設定は「有」。按分率は「50%」、上限額設定は「無」との結論に至った。」としております。

次に、15ページ以降の「検討項目②休日・夜間議会について」でございますが、第3回委員会における、「実施すべきとする意見」、「実施すべきでないとする意見」を記載しており、検討結果といたしましては、「実施すべきとの意見もあったが、実施すべきでないとの意見が多数であったことから、実施すべきでないとの結論に至った。」としております。

次に、16ページ以降の「検討項目③行政視察の在り方の見直しについて」でございますが、第4回委員会における、「小田原市議会行政視察執行要領」を「見直すべきとする意

見」、「現状維持とすべきとする意見」を記載しており、検討結果といたしましては、「見直すべきとの意見もあったが、現状維持とすべきとの意見が多数であったことから、現状維持とすべきとの結論に至った。」としております。

次に、17ページ以降の「検討項目④会議録の暫定版の発行について」でございますが、第3回委員会における、「発行すべきとする意見」、「その他」の意見を記載しており、検討結果といたしましては、「議会局の説明の条件を付した上で、発行すべきとの結論に至った。」としております。

次に、18ページ以降の「検討項目⑤議会役員の選出方法の見直しについて」でございますが、第3回委員会における「見直すべきとする意見」、「現状維持とすべきとする意見」を記載しており、検討結果といたしましては、「見直すべきとの意見もあったが、現状維持とすべきとの意見が多数であったことから、現状維持とすべきとの結論に至った。」としております。

最後になりますが、20ページにつきましては、参考資料といたしまして、後ろに別紙1、「中間答申 検討結果一覧」を添付しております。なお、今後になりますが、本日の委員会での内容を反映させた中間答申案を、後日、皆様にデータでお送りいたしますので、御確認いただき、次回、3月開催予定の本委員会で決定し、年度末に議長に中間答申するスケジュールを想定しております。

説明は、以上でございます。

○委員長【大川 裕君】 書記の説明が終わりました。

本資料について質疑のある方は挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【大川 裕君】 質疑もございませんので質疑を終わります。

それでは、こちらの中間答申につきまして、一度、会派にお持ち帰りいただきまして、各会派の意見を取りまとめ、次回の本委員会で協議を進めていきたいと考えておりますが御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【大川 裕君】 御異議ございませんので、そのように取り扱ってまいります。

以上で、協議事項の（2）中間答申案についてを終わります。

○委員長【大川 裕君】 以上で、本日の議題については全て終了いたしましたので、議会改革推進委員会を散会いたします。

以上で、本日の議題については全て終了いたしま

したので、議会改革推進委員会を散会いたします。

次回の開催については、3月18日（水）の午前10時からでございますので、よろしくお願い致します。

午前 1 1 時 3 9 分

散会

議会改革推進委員長 大 川 裕

議会改革推進委員会提出事項

令和 8 年 1 月 30 日（金）

午前10時00分

第 2 委員会室

1 協議事項

（１）検討項目について（資料 1 ～ 3、参考資料）

ア 議員定数について

イ 議会報告会について

ウ 市議会災害対応について

エ 会派制の在り方について

オ 無会派議員に対する対応について（予算・決算特別委員会への参加、委員外議員の発言）

カ 予算特別委員会の効率的な運営について（説明の簡略化、充実した資料の提出、個別審査における意見の在り方、資料請求）

・各項目について協議いただく

（２）中間答申（案）について（資料 4）

・中間答申（案）の内容について協議いただく